

消費税法改正に伴う料金改定について

消費税法の改正に基づき、令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることが決定しました。

これに伴い、当院における自費診察・検査等の料金も10月より消費税率10%として改定させていただきます。

保険診療におきましては、非課税ですので増税に伴う変更はございませんが、一部の保険診療費が診療報酬改定により変更となります。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

令和元年9月5日
三浦市立病院